



## 手頃な掛金

PTAが窓口の団体加入制度 だから、全国団体の割引が 適用されています。

※団体割引、損害率による割引

## 簡単な請求手続き

ケガによる入院・通院の場合 お電話一本でスピーディーに 保険金をお支払いします。

※利用条件は、3ページをご覧ください。

## 示談交渉サービス

日本国内で賠償事故の加害者と なってしまった場合、示談交渉 サービスがご利用になれます。

※詳細は補償概要をご覧ください。

\\_\_	み締切E	_
	ルムロイルト	-
a) Her	・レアikin しり L	

2018年4月20日(金)

補 償 期 間 (保険期間)	2018年5月1日(午前0時)~2019年5月1日(午後4時)
口座振替日	2018年6月27日(水)
自動更新	掛金は <mark>口座振替</mark> で、卒園まで <mark>自動更新</mark> となります。 すでにご加入済みの方は、お申込み不要です。

4、5ページの補償概要および加入依頼書5枚目の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」・「意向確認」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されています。 ご契約前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。 本制度は全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会員のための制度です。補償開始日時点で満3才以上のPTA会員のお子さまがご加入になれます。

## 園児とご家族の損害賠償責任補償

## 1個人賠償責任補償

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



母親が園児を園に送迎中、 自転車で停車中の車にキ ズをつけてしまった。



園児の投げた石が、駐車してあった他人の車にあたり、 キズをつけてしまった。

お支払金額

お支払金額 95,000円

377,000円

※示談交渉サービスは日本国内で発生した事故の場合にご利用になれます。

※園の管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

## 扶養者が事故にあった場合の補償

## ②育英費用補償

扶養者がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または所定の重度後遺障害を負った場合に補償します。

※お子さまの生計を支えている方で、加入依頼書の扶養者欄に記載された方が補償対象となります。



父親が通勤時に車にはねられ、 死亡してしまった。

お支払金額SA・Aブランの場合

## 園児をとりまく様 々なリスク

3(

入院・通院は 1日目から補償

### ③ 傷害補償

スペリ台から 落ちた!

保育中、通園途中の事故だけでなく、交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは5ページの「用語のご説明」でご確認ください。

## 11病気補償

(SAプラン)

お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。 ※補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

### ◆疾病入院医療保険金

1泊2日以上入院した場合に、入院日数に 応じてお支払いします。

### ◆疾病手術医療保険金

所定の手術を受けた場合にお支払いします。

### ◆疾病入院療養一時金

病気

60日以上の継続入院が必要であると医師に診断された場合にお支払いします。

### 10病気死亡見舞金

お子さまが補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、実際に負担した葬祭費用を補償します。

※補償開始前に発病していた病 気は補償の対象となりません。

## ④被害事故補償

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故 の被害者となり、死亡または所定の重度 の後遺障害が生じた場合に補償します。

## ⑤こども捜索費用補償

お子さまが行方不明となり、捜索願提出後 180日以内にその捜索のために親権者など が負担した費用を補償します。

※身代金などは補償の対象になりません。



日射病で

倒れた!

日射病・

熱射病

犯罪に 巻き込まれた 園児を 24時間 補償

地震や 津波による ケガ

O-157等 』

(SAプラン·Aプラン)

## 

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。





## 6 熱中症危険補償

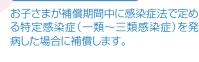
お子さまが日射または熱射によって 熱中症を発病した場合に補償します。



## 7細菌性食中毒補償

お子さまが摂取したものにより細菌 性食中毒またはウイルス性食中毒 を発病した場合に補償します。

## 特定感染症





		7.00			
( <mark>病</mark>		気補償 SAプラン	<b>A</b> プラン	Bプラン	Cプラン
割引適用前の年間保険料		22,240 <sub>円</sub>	18,450ฅ	13,290 <sub>円</sub>	9,470 <sub>₽</sub>
補償金額と年間掛金 (保険金額) (一時払)		<b>12,000</b> 円	10,000円 (1年分)	<b>7,000円</b>	<b>5,000</b> 円 (1年分)
①個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額)		1 億円	1 億円	<b>7,000</b> <sub>万円</sub>	<b>5,000</b> 万円
<b>②育英費用補償</b>		<b>200</b> <sub>万円</sub>	<b>200</b> <sub>万円</sub>	<b>150</b> ヵ円	150 万円
3 入院	紀保険金日額 (180日限度)	4,000 ₪	<b>4,000</b> <sub>₱</sub>	3,000 ₽	2,000 ₽
傷	<b>術保険金</b> (1事故あたり1回)	<b>4</b> 万円· <b>2</b> 万円 (入院中·入院中以外)	<b>4万円·2万円</b> (入院中·入院中以外)	<b>3万円·1.5万円</b> (入院中·入院中以外)	<b>2<sub>万円</sub>·1<sub>万円</sub></b> (入院中·入院中以外)
	完保険金日額 (90⊟限度)	2,000⊓	2,000 ₽	1,500₽	<b>1,000</b> <sub>P</sub>
0.000	尼亡保険金	<b>300</b> <sub>万円</sub>	<b>300</b> 5P	<b>246</b> <sub>万円</sub>	200万円
	資産事保険金 韓害の程度によって)	12万円~300万円	12万円~300万円	約9.8万円~246万円	8万円~200万円
4被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)		<b>2,000</b> 5A	<b>2,000</b> <sub>万円</sub>	<b>1,000</b> <sub>万円</sub>	<b>1,000</b> <sub>万円</sub>
<b>⑤こども捜索費用補償</b> (保険期間中支払限度額)		<b>300</b> <sub>万円</sub>	<b>300</b> <sub>万円</sub>	<b>300</b> <sub>万円</sub>	<b>300</b> <sub>万円</sub>
<b>③</b> 熱中症危険補償		③傷害補償の補償金額で 補償します	③傷害補償の補償金額で 補償します	③傷害補償の補償金額で 補償します	③傷害補償の補償金額で 補償します
<b>②</b> 細菌性食中毒補償		③傷害補償の補償金額で 補償します	③傷害補償の補償金額で 補償します	③傷害補償の補償金額で 補償します	③傷害補償の補償金額で 補償します
8 入院	保険金日額 (180日限度)	4,000 ₽	<b>4,000</b> <sub>用</sub>	3,000 ₽	補償しません
	保険金日額 (90日限度)	2,000 ₽	2,000⊩	1,500⋼	補償しません
<b>染</b> 後遺	障害保険金 害の程度によって)	12万円~300万円	12万円~300万円	約9.8万円~246万円	補償しません
9地震・順	【火·津波危険補償	②育英費用補償、③傷害補償、 ⑪病気死亡見舞金の補償金額で補償します	②育英費用補償、③傷害補償、 ⑪病気死亡見舞金の補償金額で補償します	補償しません	補償しません
<b>①病気死亡見舞金</b> (彝祭費用) (支払限度額)		100 лн	100 лн	<b>80</b> <sub>万円</sub>	<b>80</b> <sub>万円</sub>
(1泊2日	院医療保険金日額 以上の入院・60日限度)	4,000⊩	補償しません	補償しません	補償しません
病疾病疾病	手術医療保険金	<b>4</b> 万円· <b>2</b> 万円 (入院中·入院中以外)	補償しません	補償しません	補償しません
疾病》	入院療養一時金 か入院が必要と診断された場合)	<b>10</b> <sub>万円</sub>	補償しません	補償しません	補償しません

- ※ 上記保険金額は、過去の実績等をもとに加入者5,000名以上10,000名未満の場合の割引を適用したものです。 ※ 本制度は1年ごとの自動更新のため、加入者数や保険金支払実績によって、次年度以降の保険金額・掛金が変更となる場合があります。

## -本でスピーディーに保険金をお支払い

### 簡単支払特急便

### ケガによる入院・通院で5万円以下のご請求は、電話による事故報告のみで保険金をお支払いし

子どもが、スベリ台から落 ちてケガをしました。 病院に5日間通院したの



ハイ、AIG損保の 「簡単支払特急便」です。 SAプランにご加入ですので 通院保険金10,000円を 制度掛金振替口座にお振り込み させていただきます。





ウワ〜!!すごいわ〜 こんなに簡単に 保険金がもらえるなんて 「簡単支払特急便」って、 便利だわ~



- 利用条件

   傷害カスタマーセンターで補償内容と本人確認ができ、制度掛金振替口座へ保険金支払が可能な契約であること。
   事故発生状況とケガの態様や程度および治療内容に整合性があり、お支払保険金が5万円以下であること。
   報告者がご両親のいずれかで、治療終了後のご報告であること。
   事故日から3か月を超えたご請求、または年間を通じて4回目以降のご請求は、書類による手続となります。

  - ※ご利用方法と受付電話番号は、後日送付する加入者証でご案内します。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

■個人賠償責任補償(国內外補償) 個人賠償責任補償条項の一部変更 ・受託品賠償責任補償 ·賠償事故の解決に関する特約セット

●保険金をお支払いする場合 被保険者(☆)が、本人(加入者証記載の 被保険者をいいます。)の居住のための 住宅および同一敷地内の動産の所有・ 使用・管理に起因する偶然な事故、また (住宅がしる) からの有きない。 のの有きないでは、 のの有きないでは、 ののでは、 のの

- 連動のための用具、動植物、建物、設計書、美術品・・等
  ※賠償金額の決定にあたっては、事前に
  引受保険会社の承認が必要です。
  ※受託品にかかる損害賠償責任を除
  き、折衝、示談または調停もしくは訴
  訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行
  います。ただし、日本国内で発生した
  事故に限ります。(「賠償事故の解決
  に関する特約」セット)
  ☆「被保険者」の範囲は、次のとおりと
- ☆「被保険者」の範囲は、次のとおりと なります。
  - ①本人

- ①本人 ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子 ⑥②から⑤までのいずれにも該当し ない法定の監督義務者。ただし、 本人に対する監督義務に関する

- 本人に対する監督義務に関する事故に限ります。

  《保険金をお支払いできない主な場合)
  次の事由によって生じた損害
  ①保険契約者または被保険者の故意
  ②職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)
  ③職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任
  ④被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 賠償責任 ⑤自動車、バイク、原動機付自転車、船 船等の所有・使用・管理に起因する賠
- ⑥被保険者の心神喪失に起因する賠 償責任
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによ <受託品にかかわる保険金をお支払い
- できない主な場合>
  ①被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運
- 転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ②受託品に生じた自然発火または自然
- ③偶然な外来の事故に起因しない電
- (国際などのでは、 気的、機械的事故 (自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、 かび、ねずみ食い、虫食い等 (5)屋根、扉、窓等から入る雨、雪または ひょうによる損壊

⑥受託品が持ち主等に引き渡された 後に発見された受託品の損壊に起 因する賠償責任

### ■育英費用補償(国内外補償)

●保険金をお支払いする場合

大様電子の文化の場合では 大養者が急激かつ偶然な外来の事故 によりケガをされ、事故の日からその 日を含めて180日以内に死亡または 重度後遺障害の状態となり被保険者 が扶養されなくなる場合に、ご加入の を表表している。 育英費用保険金額の全額を被保険者 にお支払いします。

※同一の補償を提供する他の保険契約等がある場合、そのうち最も高額となる支払責任額を超えて、保険金を受け取られることはありません。 ※「育英費用補償」は、次の場合に効力

を失います。

育英費用保険金をお支払いしたとき。 被保険者が独立して生計を営むよう

になったとき。 ・被保険者が扶養されなくなったとき。 ●保険金をお支払いできない主な場合

次の①②の事由によって生じたケガま

①保険契約者、被保険者、扶養者また は保険金を受け取るべき者の故意

は休候並で支び取る、と自の成点または重大な過失 ②[傷害補償]の[保険金をお支払いできない主な場合]の②~⑩と同じ (ただし[被保険者]を「扶養者」と読 み替えて適用します。

※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 ③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合 …など

### ■傷害補償(国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット

●保険金をお支払いする場合
1.死亡保険金・・・・被保険者が急激かつ 偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。
※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から美し引いてお

額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。

支払いします。 2.後遺障害保険金・・・・・被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害保を度に応じてご加入の後遺障害保管を額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 3.入院保険金・・・・・・・・・被債を対し、一般保険金に、砂ます。

3.入院保険金・・・・・被保険者が急激かつ 偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治母のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。
4.手術保険金・・・・・被保険者が急激かつ 偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒その日を含めて180日以内にそのケガ

の日を含めて180日以内にそのケ の治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご加入の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じ について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍を発した場合はそのうち高い方の倍を発した場合はそのうち高い方の倍を発した数とのとなった。

のため通院(往診を含みます。)され

た場合、通院日数1日につきご加入の 通院保険金日額をお支払いします。 ただし事故の日からその日を含めて 180日以内に通院した日数のうち 90日を限度とします。 被保険者が通院しない場合でも、骨

板保険目が追続しない場合とも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を た長管骨・脊柱などの所定の部位を 固定するために、医師の指示により、 ギプス・ギプスシーネなどの固定具を 常時装着したときは、装着した日数に ついて通院したものとみなします。 (ただし、手指や足指の骨折で「指」の みを固定するために、ギブス・ギブス シーネなどの固定具を常時装着した 場合は除きます。)

場合は除きます。) ●保険金をお支払いできない主な場合 次の①~⑩⑫⑬の事由によって生じた ケガまたは⑪の場合

の保険契約者、被保険者、被保険者の 親権者もしくは後見人または保険金 を受け取るべき者の故意または重大

②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘

争行為 ③被保険者の自動車、バイク、原動機付 自転車等の無資格運転、酒気帯び運 転、麻薬等の影響下の運転中の事故

④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失

⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。)

⑦地震もしくは噴火またはこれらによ る津波

⑧戦争、暴動等
③核燃料物質または核燃料物質により
汚染された物の放射性その他の有
害な特性、これらの特性による事故
⑩放射線照射、放射能汚染
⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の
症状で、医学的他覚所見のないもの
⑫被保険者が道路以外の場所であ自
動車、バイク、原動機付自転車等に
よる競技、競争・興行中(練習中を含
みます)に生じた事故

よる競技・競争・無1」十八番目 みます。)に生じた事故 ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 …など

■被害事故補償(国內外補償)

●保険金をお支払いする場合

●保険金をの支払い9 る場合 被保険者が犯罪行為(人の生命または 身体を害する意図をもって行われた行 為で、警察署に届け出た場合)またはひ き逃げ事故により、事故の日からその 日を含めて180日以内に死亡または 後遺跡は場合のと思っている。 後遺障害(別述定める第一級〜 第4級)が生じた場合、次の損害額を約款に定める算定基準によって算出してお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の被害事故補償保険金額を限度とし、賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者給付金)等は損害額が送過過過失去。

の給付金(沿手板青白和1) エノマの原 書額から差し引きます。 ・死亡の場合、葬儀費・逸失利益・精神 的損害・臨時費用・その他の損害 ・後遺障害の場合、逸失利益・精神的 損害・将来の介護料・臨時費用・その 他の損害

※臨時費用は1回の被害事故につき、 死亡10万円、後遺障害2万円を限 度とします。

●保険金をお支払いできない主な場合 次の事由によって生じた損害 ①被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘

争行為 ②地震もしくは噴火またはこれらによ

②地震もしくは噴火まだはこれらによる津波 ③戦争、暴動等 ④核燃料物質または核燃料物質により 汚染された物の放射性その他の有 害な特性、これらの特性による事故 ⑤被保険者または保険金を受け取るべ き者の故意または極めて重大な過失 ⑥神保険者または保险金を受け取るべ

®被保険者または保険金を受け取るべき者による被害事故を教唆または幇 するによる板音事ので教唆よれば出 助する行為、および容認する行為、過 度の暴力または脅迫、重大な侮辱等 被害事故を誘発する行為、被害事故 に関連する著しく不正な行為 ⑦被保険者、被保険者の配偶者、被保険 者または配偶者と生計を共にする同

居の親族もしくは別居の未婚の子が 被害事故を発生させた場合 …など

■こども捜索費用補償(国内外補償)

●保険金をお支払いする場合 親権者またはその配偶者と同居し扶養されている小学生以下の被保険者が 保険期間中に行方不明となり、警察に 所定の「捜索願」が受理された場合に 所たの「接条順」が支生されて場合に 「捜索願」提出後180日以内に保険契 約者、親権者または被保険者の親族が 負担した捜索に関わる次の費用をお支 払いします。ただし被保険者のために 要求された身代金またはその他これに 準ずる財物は含みません。 ①ポスター・ビラ等の作成、新聞広告に

関する費用

圏 30号/円 ②探偵事務所等に依頼した場合の費用、100万円限度 3 諸雑費(謝礼を除きます。)、50万円

限度
なお、①~③合計で、保険期間を通じて
300万円を限度とします。
※被保険者が行方不明となった時が、
満12才に達する日の属する学年の
未日までである場合に限ります。
●保険金をお支払いできない主な場合
①保険契約者、親権者または保険金を

受け取るべき者の故意または重大な 過失によって生じた費用 ②行方不明となった時、被保険者が親 権者またはその配偶者と同居してい ない場合や親権者に扶養されてい ない場合

■熱中症危険補償(国内外補償)

●保険金をお支払いする場合

被保険者が急激かつ外来による日射ま 被保険者が急激がつ外来による日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。
●保険金をお支払いできない主な場合

ない主な場合」の①

■特定感染症(国内外補償)

●保険金をお支払いする場合

●保険金をお支払いする場合 被保険者が、保険期間中に特定感染症 を発病した場合、後遺障害保険金、入のプランにセットされている保険金をお支払いする場 いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。) ●保険金をお支払いできない主な場合 次の事由によって発病した特定感染症 ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険なる男け取るべき者の故意または重大な場争 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争

②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争

ー 行為 ③地震もしくは噴火またはこれらによる

④戦争、暴動等

⑤核燃料物質または核燃料物質により 9 悠然科物員よんは悠然社物県にも少 汚染された物の放射性その他の有害 な特性、これらの特性による事故 ⑥保険責任開始日からその日を含めて 10日以内に発病した特定感染症(初

年度契約の場合)

■病気死亡見舞金(国内外補償) (葬祭費用補償·傷害補償対象外)

●保険金をお支払いする場合 被保険者が保険期間の開始後(葬祭費 用を補償する継続契約の場合には、継 続されてきた最初の保険期間の開始後 がになって、最初の保険利益の開始を をいいます。)に発病した病気のため、保 険期間中または発病の日からその日を 含めて180日以内に死亡した場合、そ の葬儀等を行った際に保険契約者また は被保険者の親族が実際に負担した第 祭費用をお支払いします。ただしご加入

宗貴州をの文払いしなり。たたしと加入 の葬祭費用保険金額を限度とします。 ●保険金をお支払いできない主な場合 次の事由によって発病した病気 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け 取るべき者の故意または重大な過失

②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘

- ③被保険者の自動車、バイク、原動機付 自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによ
- る津波
- ⑤ 戦争、暴動等 ⑥ 核燃料物質または核燃料物質により ○ 修然科物員はたは依然科物員により 汚染された物の放射性その他の有 害な特性、これらの特性による事故 ⑦放射線照射、放射能汚染 ※地震・噴火・津波危険補償がセットされ ている場合は④を除きます。 …など

## ■疾病入院医療保険金

●保険金をお支払いする場合 被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保 険期間の開始(☆)後に初めて医師の診 断により発見された場合をいいます。) の治療のため、保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、入院1 日につきご加入の疾病入院医療保険金 日額をお支払いします。ただし、1回の入院(注)に対しては60日を限度とします。 ※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)前に対いては60日を収度とします。 (☆)から1年経過後に開始した入院に

- 7. (でのつくも、保険期間の開始 (☆)から1年経過後に開始した入院に ついては、保険期間の開始(☆)後に発 病した病気による入院とみなします。 「「保険期間の開始」は、疾病入院医療 保険金を補償する継続契約の場合 には、継続されてきた最初の保険期
- 間の開始をいいます。
- (注)同一の疾病の治療を目的として退院日からその日を含めて180日以内に開始した入院については、1回の入院とみなします。

  ●保険金をお支払いできないます場合

- ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過 失による病気
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為また は闘争行為による病気

■用語のご説明

- ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せ
- い剤、シンナー等の使用による病気 ④被保険者のアルコール依存、薬物依 存もしくは薬物乱用またはこれらに
- ⑤戦争、暴動等による病気
- ・ 検索・薬動等によるが、 ・ 検燃料物質または核燃料物質により 方染された物の放射性その他の有 害な特性による病気、これらの特性 による事故による病気
- ⑦放射線照射または放射能汚染による
- ・ 病気 ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、 医学的他覚所見のないもの
- ③被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の 場合を除きます。)

### ■疾病手術医療保険金 (国内外補償)(公的医療保険準拠型)

### ●保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保 険期間の開始(☆)後に初めて医師の診 険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、保険期間中に手術(★)の受けた場合、ご加入の疾病手術医療保険金額(疾病入院医療保険金日額と同額になります。)に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍、入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、同日に複数回手術を受けたす。ただし、同日に複数回手術を受けた目についてお支払います。また保険 回についてお支払いします。また、保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受 けた放射線治療については、お支払い

※保険期間の開始(☆)前に発病して いた病気であっても、保険期間の開 始(☆)から1年経過後に受けた手術 については、保険期間の開始(☆)後 に発病した病気による手術とみなし ます。

- ☆「保険期間の開始」は、疾病手術医療 対 1 保険期间の開始」は、疾病于術医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。
  ★「手術」は、健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術・放射線治療、および先進医療
- に該当する手術・放射線治療をいいま に該当する手術・叔邦線治療をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨関節の非観血的整復術、抜歯手術、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術、魚の目手術など、補償の対象にならない手術があります。 ●保険金をお支払いできない主な場合 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気

- け取るべき者の故意または重大な過失による病気。 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気。 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気。 ④被保険者のアルコール依存、薬物依ちたした。
- 存もしくは薬物乱用またはこれらに よる病気
- ⑤戦争、暴動等による病気
- ③秋半、泰野寺によるが外に 6枚燃料物質または核燃料物質により 汚染された物の放射性その他の有 害な特性による病気、これらの特性 による事故による病気。
- ⑦放射線照射または放射能汚染による
- ®むちうち症、腰痛その他の症状で、 医学的他覚所見のないもの
- ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保 険等の療養の給付等の支払対象の 場合を除きます。)

### ■疾病入院療養一時金 (国内外補償)

●保険金をお支払いする場合 被保険者が保険期間の開始(☆)後に 発病した病気(先天性異常については、 保険期間の開始(☆)後に初めて医師 の診断により発見された場合をいいま

- す。)の治療のため、継続して60日以上の入院が必要であると保険期間中に医師に診断された場合、ご加入の疾病入院療養一時金額をお支払いします。ただし同一の病気に対しては保険期間(★)を通じて1回に限ります。
  ※保険期間の開始(☆)前に発病しています。
- た病気であっても、保険期間の開始 (☆)から1年経過後に診断された病
- (☆)から1年経過後に診断された病気については、保険期間の開始(☆)後に発病したものとみなします。
  ☆「保険期間の開始」は、疾病入院療養一時金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。
  ★この保険契約が継続契約の場合には、継続されてきた各保険契約の保険判間を含みます。
  ●保険金をお支払いできない主な場合
  ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気。
  ②被保険者の自殺行為、犯罪行為また

- 2 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気。 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気。 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらに
- 任むしくは楽物の内のにはこれでによる病気 ⑤戦争、暴動等による病気 ⑥核燃料物質または核燃料物質により 汚染された物の放射性その他の有 害な特性による病気、これらの特性 による事故による病気
- ⑦放射線照射または放射能汚染による
- が、 8むちうち症、腰痛その他の症状で、 医学的他覚所見のないもの ②被保険者の妊娠または出産(健康保 険等の療養の給付等の支払がなり 場合を除きます。)

-/13	品のこ式明	
	用語	説明
あ	医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する 危険な運動をいいます。
	ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。  ● 「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと  ● 「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと  ● 「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によること をいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	重度後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 重度後遺障害の例:両眼が失明したとき、そしゃくおよび言語の機能を廃したとき…など
	手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
た	同一の病気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。 平成29年4月1日現在、エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、結核、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスなどが該当します。
は	配 偶 者	法律上の配偶者または内縁の方をいいます。
	発 病	医師の診断による発病の時をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	扶 養 者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保 険 年 度 (契約年度)	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。



- ■補償期間(保険期間)中、AIG損害保険㈱がティーペック㈱に委託してご提供します。なお予告なく変更・中止される場合があります。
- ■ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
  - ビスともにご利用にあたって諸条件があります。ご利用の際にはお電話でご確認ください。
- ■受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間 -プ案内)にご連絡ください。

## -健康相談24

### ご加入のお子さまとそのご家族対象

医師や経験豊かな看護師、臨床心理士などが、健康・医療・ストレスに関して電話でアドバイスします。 医療機関に関する情報も提供します。 24時間年中無休 受付時間

たとえばこんな時、お気軽にご相談ください。(相談例)



▶熱が38.5度もあります。 深夜に診てもらえる病院 が近くにありますか?



▶公園で虫に刺されてしまった。 夜になって痛みがひどくなっ てきたのですが…



▶火傷をしてしまった。 応急手当はどうした らいいですか?







ケガの応急手当



## セカンドオピニオンアレンジサービス

### ご加入のお子さまのみ対象

各専門分野の総合相談医\*がお子さまの病状・症状のご相談をお受けします。

受付時間 9:00~18:00 -----(日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

### たとえばこんな時に

- ▶病状·症状にあった専門 医に相談したい。
- ▶手術することになったが、 他に選択肢はないの?
- ▶高度な治療が必要らし い。どうしたらいいの?



セカンドオピニオンの提供

より良い医療を選択す るため総合相談医\*か ら現在の診断に対する 見解や今後の治療方 針、方法などについて の意見を提供します。



### 優秀専門臨床医\*の紹介

セカンドオピニオンの 結果、より高度な専門 性が必要と総合相談 医\*が判断した場合に は優秀専門臨床医\*を 紹介します。



(\*ティーペック株式会社の用語定義によります。)

※日常的に見られる病気および軽度の外傷で専門性を必要としないものはお受けできません。また、地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。

## メンタルケアカウンセリングサービ

### ご加入のお子さまと保護者(\*)対象

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを年間3回まで提供します。 (\*)保護者の方の面談カウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

### たとえばこんな時に

## 相談例

- ▶子どもの行動にイライラ して手をあげてしまう。
- ▶家族と子育ての方針が 合わず悩んでいる。
- ▶園や担任の先生とうま く連携がとれない。



専門家による面談

完全予約制で、 心理カウンセ ラーによる面談 カウンセリング を実施します。



### 医療機関のご案内

カウンセリング 後、必要に応じ て医療機関を ご案内します。



# ご加。

パンフレットに同封されている「加入依頼書」をご記入のうえ、封筒に入れてお申込み締切日までにお出しください。

この保険以外の保険契約に「個人賠償責任補償」「育英費用補償」等がセットされている場合には、補償が重複する場合があります。その 場合補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。

締切日までにお申し込みいただいた場合、掛金をご指定の金融機関口座より振り替えさせていただきます。

加入者証は掛金の振替日の1~2週間前にお届けします。なお、加入者証到着前でも補償開始日より補償は開始されます。

### ●次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

- 1. 補償期間中にこの制度の対象となる事故または病気にあわれた場合は、事故の日から30日以内にご報告ください。その後の手続きについてご案内します。 インターネットによる事故受付も行なっています。詳しくはAIG損害保険㈱ホームページ(http://www.aig.co.jp/sonpo/)をご覧ください。
- 2. 後日お届けする加入者証の記載内容(住所・園名・扶養者など)に変更があったとき。特にお申し出がない限り、在園中ご契約は自動的に更新されます。
- 3. 保育園に転園された場合など構成員(会員)でなくなった場合、更新いただけず、脱退等の手続きが必要となるためご連絡ください。
- ▶「園児まもるくん」は全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会「園児総合保障制度」のペットネームです。
- 契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報を当制度の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属 する幼稚園、施設等に提供する場合があります。なお、引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書でご確認ください。
- ●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。
- ●このパンフレットは園児総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。



取扱代理店·扱者

### 株式会社 第一成和事務所

TEL: 03-3669-2831 FAX: 03-3667-9037 〒:103-8214 東京都中央区日本橋久松町11-6 日本橋TSビル8階

担当:宮崎、近藤

引受保険会社

AIG損害保険株式会社 http://www.aig.co.jp/sonpo/

学校契約センタ-TEL 076-443-8740

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く) 〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111